

全員協議会会議録

1	開 会.....	2
2	あいさつ.....	2
3	議 題.....	3
	(1) 提出議案について.....	3
	① 議案第 17 号 教育委員会教育長の任命同意について.....	3
	② 議案第 18 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について.....	3
	(2) 協議事項について.....	4
	① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	4
	(3) 報告事項について.....	5
	① 報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について.....	5
	専決第 5 号 工事請負契約の変更について.....	5
	② 報告第 2 号 令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について.....	6
	③ 報告第 3 号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について.....	9
4	その他.....	11
5	閉会.....	12

日 時	令和 8 年 9 月 4 日 (金)	午前 10 時 00 分～午前 10 時 26 分
場 所	第一委員会室	

○ 出席者

【 議員 14 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 桺 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 恵 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長
- ⑤ 市民福祉部長
- ⑥ 経済産業部長
- ⑦ 生活環境局長
- ⑧ 教育部長兼教育総務課長
- ⑨ 総務人事課長
- ⑩ 財政課長
- ⑪ 農林課長兼農業委員会事務局長
- ⑫ 商工観光課長
- ⑬ 生涯学習課長

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 局長補佐
- ③ 主査

森 島 武 芳
印 南 洋 之
伊 藤 由 悟
村 上 治 良
高 橋 理 子
山 口 武
佐 藤 裕 司
佐 藤 賢 一
加 藤 清 美
矢 板 洋
山 下 征 子
杉 山 太 郎
宮 本 典 子

星 哲 也
橋 本 幸 江
山 下 友太郎

1 開 会

○議長（宮本莊山） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

初めに市長から御挨拶があります。

(10 : 00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） 全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、第 411 回定例会議に市当局から提出をいたします案件は、報告事項 3 件、補正予算 5 件、決算の認定 7 件、条例の一部改正 4 件、人事案件 2 件及びその他 2 件の計 23 件であります。

人事案件のうち、議案第 17 号教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員会委員であります池田光代氏が、令和 8 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市泉、石崎五百子氏を任命することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

議案第 18 号固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります和田孝男氏が、令和 8 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市石関、富川成美氏を選任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

これら人事案件につきましては、慣例によりまして即決をもって議決くださいますようお願いを申し上げます。

また、各報告事項につきましては、所管の部課長から説明をいたしますので、よろしく御協議くださいますようお願いを申し上げまして、御挨拶といたし

ます。

よろしくお願いいたします。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第 17 号 教育委員会教育長の任命同意について

② 議案第 18 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長 3、議題に進みます。(1)提出議案について、①及び②について説明を求めます。

○総合政策部長（村上治良） 議案第 17 号及び第 18 号の説明をさせていただきます。

議案書の 26 ページをお開きください。

議案第 17 号教育委員会委員の任命同意について。本市教育委員会委員として下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律昭和 31 年法律第 162 号、第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

以下の朗読は省略させていただきまして、石崎五百子氏の履歴書を御覧ください。教育委員会委員の任期は 4 年でございます。住所、生年月日、学歴につきましては記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和 54 年に矢板市の職員となられまして、高齢対策課長、子ども課長、健康福祉部長兼社会福祉課長を務められた方でございます。令和 3 年 3 月に矢板市役所を定年退職されまして、現在は、矢板市教育行政事務点検評価委員を務められております。石崎五百子氏の説明は以上となります。

続きまして議案書 27 ページをお開きください。

議案第 18 号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。本市固定資

産評価審査委員会委員として、下記の者を選任することについて、地方税法昭和 25 年法律第 226 号、第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

以下の朗読は省略させていただきまして、富川成美氏の履歴書を御覧ください。固定資産評価審査委員会委員の任期は 3 年でございます。住所、生年月日、学歴につきましては、記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和 58 年に郵政省に採用されまして、令和元年には、宇都宮南郵便局郵便局長を務められた方でございます。令和 3 年 3 月に日本郵便株式会社を定年退職されまして、本年 4 月から、石関土地改良区副理事長を務められております。

富川成美氏の説明は以上となります。

議案第 17 号及び第 18 号の説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項①について説明を求めます。

○議会運営委員長(佐貫 薫) 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議申し上げます。

第 411 回定例会議の議会運営につきましては、去る 8 月 28 日午前 10 時から、第二委員会室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。提出議案の件数、一般質問通告者数及びそれらの取扱い等について慎重に協議した結果、この定例会議の会議期間は、本日から 9 月 25 日までの 22 日間と決定いたしました。議事日程につきましては、お手元の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、議案第 1 号から議案第 16 号まで、議案第 19 号及び議案第 20 号については、所管常任委員会に付託する予定であります。次に、議案第 17 号及び議案第 18 号の人事案件 2 件については、提案理由説明後、質疑、討論を省略し、即決をお願いをしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(質疑なし)

○議長 ないものと認めます。議会運営委員長説明のとおり御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について

専決第 5 号 工事請負契約の変更について

○議長 次に、(3)報告事項①について説明を求めます。

○生涯学習課長(宮本典子) 報告第 1 号市長の専決処分事項報告につきましては、専決第 5 号工事請負契約の変更についてでございます。

報告事項の 1 ページをお願いいたします。

報告第 1 号市長の専決処分事項報告について、以下の朗読は省略いたしまして、変更の概要を御説明いたします。

矢板市文化会館解体工事の請負契約につきましては、令和 7 年 9 月 25 日に開催されました第 405 回定例会議におきまして議決をいただき、契約を締結しているところでございます。今回、契約金額を変更することとなった主な理由でございますが、設計時には把握できなかった地下室内のアスベストが、工

事着手後に確認されたため、追加の除去工事が必要になったことなどが理由で
ございます。これによりまして、519 万 2,000 円、率にしまして 1.4%の増額
となり、変更後の契約金額は 3 億 7,039 万 2,000 円となります。変更契約日は
令和 8 年 8 月 21 日でございます。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(質疑なし)

○議長 ないものと認めます。

② 報告第 2 号 令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につ
いて

○議長 次に、②について説明を求めます。

○財政課長(矢板 洋) 令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率について
御報告いたします。

報告事項の 4 ページをお願いいたします。それではまず 1 の健全化判断比率
でございます。項目に 4 つの指標がございますが、初めに実質赤字比率でござ
います。この指標は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対す
る比率でございます。その一般会計等の実質収支額は黒字でございますので、
実質赤字比率は該当なしで、バーとなっております。

次に、2 番目の連結実質赤字比率でございます。この指標は、矢板市のすべ
ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

矢板市のすべての会計は黒字でございますので、この連結実質赤字比率も該
当なしで、バーとなっております。

次に、3 番目の実質公債費比率でございます。この指標は、一般会計等が負

担する地方債の元利償還金や、公営企業会計の地方債の元利償還金に充当する繰出金、さらには、塩谷広域行政組合の地方債の元利償還金に充当する負担金などの標準財政規模に対する比率でございます。単年度ごとに算定いたしまして直近3か年の平均を用いるものでございます。令和7年度の数值は8.0%になりまして、昨年度の8.3%と比較しまして、0.3ポイント減少いたしました。これは直近の3か年を平均するものでございますので、前年度の構成年度でありました、令和4年度単年度の額と比較いたしますと、令和7年度単年度につきましては、計算する上で分子となる地方債の元利償還金が減少したこと、分母となる標準財政規模が増加したことなどによりまして、比率が0.8ポイント減少いたしました。その結果、3か年平均においても0.3ポイント減少し、8.0%となりました。

次に、4番目の将来負担比率でございます。この指標は、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。一般会計等の地方債の残高や、公営企業会計の地方債償還に充てる繰出金、さらには、退職手当負担見込額など、矢板市が将来負担する負債全体から、貯金である基金や、地方債の元利償還金に充当する特定財源、普通交付税の基準財政需要額に算入される公債費などを差し引いて算定されるものでございます。令和7年度の数值は1.2%となりました。なお、この将来負担比率につきましては、7月の全員協議会におきまして、「令和7年度矢板市一般会計決算の概要について」としまして速報で御報告した際に、1.1%と申し上げましたが、その後、将来負担額となる退職手当負担見込額において、退職手当の支給を行っている栃木県市町村総合事務組合から、60歳以上の職員の退職手当見込額について、これまで自己都合による退職支給率で算定していたものを、定年退職による退職支給率で算定した数值に変更する旨の通知がありまして、見込額数值が修正されて提

供されたことで変更が生じました。そのため、退職手当負担見込額が、7月の報告時点から増加したことにより、将来負担比率についても変更が生じました。

令和7年度の将来負担比率につきましては、貯金である基金残高は増加しましたが、都市計画税の減少や、充当される都市計画事業債残高の減少によりまして、充当可能特定歳入が減少したほか、交付税措置される市債残高の減少などによりまして、将来負担額から、差し引くことが可能と見込まれる充当可能財源等が減少しております。一方で地方債残高が減少したほか、公営企業債等繰入見込額等も減少したことから、将来負担額についても減少しました。また、分母となる標準財政規模は増加しておりまして、その結果、昨年度の比率1.4%から0.2ポイント減少し、1.2%となりました。

続きまして2の資金不足比率でございます。この指標は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率でございます。記載の2つの会計におきましては、資金不足額はございませんので、資金不足比率は該当なしで、バーとなっております。

以上各指標につきまして御説明させていただきました。各指標につきましては、この表に記載してございますように、黄色信号と言われている早期健全化基準、さらには、記載はありませんが、赤信号と言われている財政再生基準が設けられております。指標がその基準を超えた場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないこととなっております。令和7年度の比率につきましては、すべての指標が黄色信号と言われている、早期健全化基準を大きく下回っております。

今後もこれらの指標を見据えた財政運営を行いまして、財政の健全化をより一層図ってまいります。説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(質疑なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 報告第 3 号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○農林課長(山下征子) 報告第 3 号株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について御報告いたします。なお、報告事項の朗読は省略させていただき、その概要について御説明をさせていただきます。この件につきましては、矢板市の出資法人である株式会社やいた未来の経営状況に関する説明書として、法の定めに従い提出するものでございます。

資料の 1 ページを御覧ください。第 8 期令和 7 年度の事業報告でございます。

1 企業の現況に関する事項、(1)全般的な営業の概況についてですが、株式会社やいた未来は、平成 31 年 4 月から道の駅の管理運営業務を引き継ぎ、当期で丸 7 年が経過いたしました。業務に当たりましては、農産物直売所において、商品の拡充、陳列の見直し、品切れの削減などの様々な対策や、株式会社チェリーランドさがえとの連携を実施しております。当期も地元生産者の多大な協力のもと、新鮮で安心安全な地域野菜はもとより、加工品、惣菜など、十分な商品の提供を受けまして、売上高を伸ばすことができました。また、矢板市城の湯やすらぎの里の管理運営業務につきましては、指定管理により運営されている文化スポーツ複合施設や、山の駅たかはらとの連携や、一般社団法人矢板市観光協会や、矢板スポーツコミッション、さらには、合宿旅行を得意とする旅行代理店と連携することで、温泉利用者と宿泊利用者数の確保を図りました。

これらの結果、令和 7 年度施設全体の売上高は、令和 6 年度と比較しまして、3,136 万円増の、3 億 3,709 万円となっております。利益面につきましては、

当期純利益は前期と比較いたしまして、897 万円減の 1,142 万円となりましたが、順調な業績を維持しており、今年度 6 月、株主に対して 20%の配当を行ったところでございます。詳細は資料に決算報告書として、貸借対照表、損益計算書、支出した各科目の計算内訳、監査報告書などを添付してございますので、後ほど御参照をお願いいたします。

続きまして、資料の 13 ページを御覧ください。第 9 期である本年度の事業計画及び予算についてでございます。初めに、矢板市道の駅施設についてでございますが、当期も道の駅の管理運営を行うに当たり、引き続き、道の駅の公益的な役割を果たしながら、利益目標の達成を目指しまして、事業計画に定めた各項目を実行してまいります。また、事業予算につきましては、今年 3 月、令和 7 年度決算前に編成したため、営業利益が令和 7 年度を下回る値となっておりますが、現状では、前年度を上回る実績となっておりますので、今年度におきましても、健全な経営を目指して取り組んでまいります。

次に資料の 14 ページ、矢板市城の湯やすらぎの里につきましては、夏休み期間中のスポーツ合宿などの誘致により、新規・リピーターを含めた県内外のアマチュアスポーツ団体等に利用いただいております。今後も事業計画を確実に実行し、関係人口や交流人口の増加につなげ、「アマチュアスポーツをやるなら矢板で」というような地域ブランド構築の 1 つとして、城の湯温泉センター宿泊棟の活用を図ってまいります。また、事業予算につきましては収支 385 万円となっておりますが、文化スポーツ複合施設や山の駅たかはらと連携し、利用者の増加を図っていくことで、売り上げの確保に努めてまいります。

株式会社やいた未来の経営状況報告書の提出につきましては、説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○榊議員 やいた未来の決算報告についてお伺いしたいんですけども。

城の湯の水道光熱費が販管費として計上されていると思うんですが、これは売上原価として見るべきではないかと思っています。逆に、温泉の水道光熱費が販管費として計上されているとすると、売上高と売上総利益の売上原価は何を計上されているのかを教えてください。

○商工観光課長（杉山太郎） この件につきましては、会計の専門家の先生と相談しながらやらせていただいているので、正直言いますと、今の段階でその回答について正しくお答えすることができませんので、また後で御連絡とさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○関議員 矢板市の城の湯に関してなんですけども、先日、指定管理が、10月か11月ぐらいに行うってということで、指定管理でまず決定されてから、こういうようなことで対応するってということなのか。それをもう少し詳しく説明をお願いします。

すいません。勘違いしました。訂正。

○議長 ほかに御質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び市当局から何かありませんか。

○伊藤議員 御報告申し上げます。本日、午前9時より議会広報広聴委員会を開催し、議会傍聴アンケート等につきまして協議をいたしました。詳細につきましては、事務局より報告いたします。

○議会事務局長（星哲也） アンケートの用紙につきましては、本日から改正

し、運用していくことと決定いたしました。また、そのほかにSNSの運用指針とアンケートの実施要領等についても協議いたしまして、そちらについては、今までの運営とは大きくは変わっていないんですが、それを明文化したものでございます。詳細につきましては、サイドブックに掲載する予定でございますので、後ほど御覧ください。以上でございます。

○議長 説明は終わりました。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長 ないものと認めます。そのほか、何かありますか。

(なし)

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10 : 26)

令和 年 月 日

議長